

# 島根県報

第一、五一四号  
平成十五年十月十七日  
(金曜日)

## 告 示

### 目 次

青少年に販売等してはならない図書類	(青少年家庭課)	一
青少年に観覧させてはならない興行	( " )	一
身体障害者福祉法の規定に基づく指定身体障害者更生施設等の指定	(障害者福祉課)	三
保安林の指定	(森林整備課)	三
保安林の指定の解除	( " )	三
道路の区域の変更	(道路維持課)	三
道路の供用開始	( " )	七
廃川敷地等の発生	(河川課)	八
公 告		
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	八
選管規程		
島根県選挙管理委員会規程の一部改正		九
正 誤		
平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第五九号中	(教育庁総務課)	九

## 告 示

島根県告示第八百六十七号

島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十年島根県条例第二十一号)第六条第一項の規定に基づき、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定したので、同条例第二十六条の規定により告示する。

平成十五年十月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

指定番号	種 類	名 称	発行出版社名	指定の理由
一五八八六	雑 誌	COMICダンシヤク男爵 (二〇〇三年十一月号・V O L. 八七)	英知出版株式会社	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一五八八七	雑 誌	アクション写真塾(二〇〇三 NOV. 一一)	(株)サン出版	
一五八八八	雑 誌	GOKUHGokuw十一月号 (第一四八号)	パウハウス	
一五八八九	雑 誌	レディースコミック・タブー 十一月号	三和出版株式会社	
一五八九〇	雑 誌	ホイップ(NOV. 二〇〇三 三・一一・NOV. 四六)	株式会社コアマガジン	
一五八九一	雑 誌	別冊ドント(二〇〇三年十一月号)	(株)マガジン・マガジン	

島根県告示第八百六十八号

島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十年島根県条例第二十一号)第十三条第一項の規定に基づき、次の興行を青少年に観覧させてはならない興行として指定したので、同条例第二十六条の規定により告示する。

平成十五年十月十七日

島根県知事 澄田信義

指定番号	種類	題名	配給会社名	指定の理由
一〇四八六	映画	いんらん肉布団 女将の濡れ具合	新東宝映画	
一〇四八七	映画	のんけ 幸せになろうや!	ENKプロ	
一〇四八八	映画	ねっちり母娘 赤貝の味	オーピー映画	
一〇四八九	映画	ボブ・クレイン 快樂を知ったTVスター	ソニー・ピクチャーズ	
一〇四九〇	映画	谷川みゆき 高校教師 汚す!	新日本映像	
一〇四九一	映画	月下の猷宴	オーピー映画	
一〇四九二	映画	黒犬と和服未亡人	新日本映像	
一〇四九三	映画	いんらん家族計画 発情母娘	新東宝映画	
一〇四九四	映画	奴隷性愛 私のおもちや	オーピー映画	
一〇四九五	映画	痴漢電車二〇〇三 さわられたい女	新東宝映画	
一〇四九六	映画	新日本映像ニュース 谷川みゆき 高校教師 汚す!	新日本映像	
一〇四九七	映画	新日本映像ニュース 黒犬と和服未亡人	新日本映像	

青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

一〇四九八	映画	SM女医 巨乳くい込む	オーピー映画
一〇四九九	映画	真昼の不倫妻 美人の快樂	新東宝映画
一〇五〇〇	映画	女曼陀羅 七人の絶頂	オーピー映画
一〇五〇一	映画	OL日記 あえぐ牝穴	オーピー映画
一〇五〇二	映画	新・日本エロばなし 人妻竜宮城	新日本映像
一〇五〇三	映画	新日本映像ニュース 新・日本エロばなし 人妻竜宮城	新日本映像
一〇五〇四	映画	熟女たちのラブホテル 玉いじり	新日本映像
一〇五〇五	映画	若奥様 羞恥プレイ	オーピー映画
一〇五〇六	映画	義父の指あそび 抜かないで!	新日本映像
一〇五〇七	映画	愛欲遊戯 狙われた美穴	オーピー映画
一〇五〇八	映画	新日本映像ニュース 熟女たちのラブホテル 玉いじり	新日本映像
一〇五〇九	映画	新日本映像ニュース 義父の指あそび 抜かないで!	新日本映像
一〇五一〇	映画	ファミリー	松竹
一〇五一一	映画	ナース姉妹 桃色診察室	新東宝映画

一〇五二二	映画	義母レズ 息子交換	新日本映像
一〇五二三	映画	三十路スチュウワーズ 敏感名器	新日本映像
一〇五二四	映画	新日本映像ニュース 義母レズ 息子交換	新日本映像
一〇五二五	映画	新日本映像ニュース 三十路スチュウワーズ 敏感名器	新日本映像

島根県告示第八百六十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十四第一項の規定に基づき、指定身体障害者更生施設等を次のとおり指定したので、同法第十七条の三十一第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年十月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

経営主体の名称	指定した施設種別	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人 島根県社会福祉 事業団	入所療護 (通所)	厚生センター 雲寮	松江市上乃木七丁 目一 二八	平成十五年十 月一日

島根県告示第八百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 保安林の所在場所  
簸川郡大社町大字杵築東字龜山三二〇五の一
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件  
立木の伐採を禁止する。

島根県告示第八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十月十七日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
簸川郡多伎町大字小田二六三五の一、二六三五の四
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

島根県告示第八百七十二号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。  
その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年十月十七日

島根県知事 澄田信義

道路の種類		路線名		区 道		間		の		区 域		管轄する土木建築事務所の名称		備考	
一般国道	二百六十一号	松江鹿島美保関線		八東郡鹿島町大字名分一七二三番一地先から同大字二〇七三番六地先まで		八東郡鹿島町大字名分一三二八番一地先から同大字二二八七番一地先まで		八東郡鹿島町大字名分二二八七番一地先から同大字二二〇一番三地先まで		八東郡鹿島町大字名分二二〇一番三地先から同大字一〇一四番三地先まで		飯石郡掛合町大字波多四二五番一地先から同大字二〇七番五地先まで			
後	前	後	前	後		前		後	前	後	前	変更前の別			
				B	A	A						敷地の幅員	延長		
		一〇・〇〇	七・〇〇	一三・〇〇	六・五〇	一三・〇〇	七・〇〇	一八・〇〇	一〇・五〇	八・〇〇	七・五〇	八六・〇〇	九・〇〇	九・〇〇	メートル
五二・五〇	三二・〇〇	二〇・〇〇	九・九〇	一一・〇〇	一四・〇〇	一四・〇〇	二五・〇〇	一五・〇〇	八六・〇〇	四四・五〇	四四・五〇	四四・五〇	四四・五〇	メートル	
一、一三七・〇〇	一、一三七・〇〇	一三三・〇〇	一三六・〇〇	二二〇・〇〇	二四九・〇〇	二四九・〇〇	三三〇・〇〇	三三三・五〇	四四五・〇〇	四四五・〇〇	四四五・〇〇	四四五・〇〇	四四五・〇〇	メートル	
				松江土木建築事務所				川本土木建築事務所				管轄する土木建築事務所の名称			
"	"	拡幅	"	ダブルウェイ		上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	"	"	拡幅	道路改良工事		備考			

"						"										
瑞穂赤来線						川本波多線										
邑智郡大和村大字村之郷一二六三番一地从先から同大字一二四七番六地先まで			邑智郡大和村大字村之郷一二六三番一地从先から同地番先まで			邑智郡大和村大字村之郷一二六二番一地从先から同大字一二六三番一地从先まで			飯石郡頓原町大字志津見六四七番一地从先から同大字六四八番一地从先まで			飯石郡掛合町大字波多二二四七番一地从先から同地番先まで				
後 B		前 A	後		前	後 B		前 A	後		前	後		前		
一一・〇〇〇 二〇〇〇		五・〇〇〇 一〇〇〇	一一・〇〇〇 四五・〇〇〇		五・〇〇〇	一〇・〇〇〇 一五・〇〇〇		五・〇〇〇 八・〇〇〇	一一・〇〇〇 二二・〇〇〇		四・〇〇〇 一一・〇〇〇	三三・五〇〇 六五・五〇〇		三〇・〇〇〇 四五・〇〇〇	一一・五〇〇 一五・〇〇〇	
三三三〇・〇〇		三三三三・〇〇	五〇・〇〇		五〇・〇〇	五七・〇〇		六二・〇〇	一一二八・〇〇		一三六・〇〇	一〇〇・〇〇		一〇〇・〇〇	一一一・〇〇	一一一・〇〇
川本土木建築事務所						木次土木建築事務所										
ダブルウェイ 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。			ダブルウェイ 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。			ダブルウェイ 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。			ダブルウェイ 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。			ダブルウェイ 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。				

		"				"							
		浅利渡津線				浜田作木線							
		江津市浅利町一六七六番五地先から同市松川町八神六四九番一地先まで		江津市浅利町五二六番一地先から同町一六七六番五地先まで		邑智郡瑞穂町大字伏谷九五番一地先から同大字六一番一地先まで		邑智郡大和村大字村之郷一二六六番一地先から同大字五九三番三地先まで		邑智郡大和村大字村之郷一二四七番六地先から同大字一二六六番一地先まで			
前 A	後	前	後 B A		前 A	後 B A		前 A	後	前	後 B A		前 A
九・〇〇 一四・五〇	八・〇〇 二三・〇〇	二・五〇 四・五〇	二・〇〇 二〇・〇〇	二・五〇 七・五〇	二・五〇 七・五〇	六・〇〇 一〇・〇〇	七・〇〇 九・五〇	七・〇〇 九・五〇	九・〇〇 一五・〇〇	四・〇〇 六・〇〇	一四・〇〇 六二・〇〇	五・〇〇 八・〇〇	五・〇〇 八・〇〇
一三九・〇〇	九五〇・〇〇	九五〇・〇〇	一九五・〇〇	一八一・〇〇	一八一・〇〇	一〇七・〇〇	八六・五〇	八六・五〇	九〇・〇〇	九〇・〇〇	九二・〇〇	一一一・〇〇	一一一・〇〇
				浜田土木建築事務所									
"	拡幅	"	仮設道設置 ダブルウェイ		"	仮設道設置 ダブルウェイ		"	拡幅	"	ダブルウェイ		"
			上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。			上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。					上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。		

		"				"			
		益田阿武線				東仙道津田停車場線			
益田市高津二丁目イ九二番地先から同市イ八四番五地先まで		益田市高津二丁目イ一一四番一地先から同市イ九二番地先まで		益田市大草町五一八番三地先から同町五一一番三地先まで		益田市大草町六六〇番三地先から同町五一八番三地先まで			
後	前	後 B	A	前 A	後 B	A	前 A	後 B	A
一八・六〇〇 二九・〇〇	七・八〇〇 一六・〇〇	一八・〇〇〇 四五・八〇	一一・二〇〇 二〇・〇〇	一一・二〇〇 二〇・〇〇	九・五〇〇 二二・〇〇	一〇・〇〇〇 二三・〇〇	一〇・〇〇〇 二三・〇〇	七・〇〇〇 二八・五〇	九・〇〇〇 一四・五〇
八七・五〇	八七・五〇	一五七・〇〇	一一一・〇〇	一一一・〇〇	一一六・〇〇	一一三・〇〇	一一三・〇〇	三六一・〇〇	一三九・〇〇
益田土木建築事務所									
拡幅	"	ダブルウェイ		"	ダブルウェイ		"	ダブルウェイ	
		上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。			上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。			上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	

島根県知事 澄田信義

島根県告示第八百七十二号  
 道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。  
 その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において、一般の縦覧に供する。

平成十五年十月十七日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所 の名称	備考
県道	杉戸仁多線	飯石郡吉田村大字吉田字杉戸五〇〇番四地先から同大字梅木五六九番一地先まで	一、一〇・五〇メートル	平成十五年十月十七日	木次土木建築事務所	
"	大社日御碕線	簸川郡大社町大字日御碕字川井戸九五二番四地先から同字九五六番九地先まで	三六〇・〇〇	平成十五年十月二十九日	出雲土木建築事務所	
"	浅利渡津線	江津市浅利町五二六番一地先から同市松川町八神六四九番一地先まで	一、一四五・〇〇	平成十五年十月十七日	浜田土木建築事務所	
"	益田種三隅線	益田市下種町五八三番二地先から同町二二二八番三地先まで	三八〇・〇〇	"	益田土木建築事務所	
"	東仙道津田停車場線	益田市大草町五一八番三地先から同町六六〇番三地先まで	三六一・〇〇	"	"	

島根県告示第八百七十四号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。  
その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県益田土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十月十七日

島根県知事 澄田信義

- 一 河川の名称
  - 一級河川 高津川水系 紙祖川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
  - 平成十五年十月十七日
- 三 廃川敷地等の位置

- (一) 美濃郡匹見町大字紙祖イ二八一番一地先
- (二) 美濃郡匹見町大字紙祖イ二七八番三地先

公 告

- (三) 美濃郡匹見町大字紙祖イ二七四番地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量

- (一) 土地 二三〇・三六平方メートル
- (二) 土地 四五・一九平方メートル
- (三) 土地 五九二・〇四平方メートル

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十月十七日

島根県知事 澄田信義

- 一 申請のあつた年月日
  - 平成十五年十月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 エスエヌケイ介護福祉サービス  
三 代表者の氏名

森脇慎一

四 主たる事務所の所在地

大田市大田町吉永一二八七番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、島根県内の福祉施設及び在宅の高齢者や身体障害者に対し、理容・美容の介護サービスを提供する事業を行い、地域福祉の推進を図り、福祉の発展に貢献し安心して暮らせる高齢者や障害者の人たちの福祉の向上及び社会全体の公益に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

### 選挙管理委員会規程

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年十月十七日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第六号

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

島根県選挙管理委員会規程（昭和二十六年島根県選挙管理委員会規程第一号）の一部を

次のように改正する。

第十二条中「地域政策課地域振興室」を「地域政策課」に改める。

第十五条第二項各号列記以外の部分中「地域政策課地域振興室」を「地域政策課」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次 長 地域政策課長、市町村課市町村合併支援室長、地域政策課地域振興室長及び市町村課課長補佐（市町村課及び地域政策課に主査を置く場合にあつては、地域政策課長、市町村課主査、地域政策課主査、市町村課市町村合併支援室長、地域政策課地域振興室長及び市町村課課長補佐

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

### 正 誤

平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第五九号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ  
上 段  
終りから三  
行

誤

別表第九の五中 「東出雲町立揖屋小学校  
玉湯町立玉湯小学校」 を

「東出雲町立揖屋小学校  
同 出雲郷小学校」 に、 中部小学校  
を  
玉湯町立玉湯小学校」 湖陵町立湖陵小学校」 を

「平田市立平田中学校  
湖陵町立湖陵小学校」 に、 同 旭丘中学校  
三刀屋町立三刀屋中学校」 を

「平田市立平田中学校  
三刀屋町立三刀屋中学校」 に改める。

正

別表第九の五中 「東出雲町立揖屋小学校  
八雲村立八雲小学校」 を

「東出雲町立揖屋小学校  
同 出雲郷小学校」 に、 中部小学校  
を  
八雲村立八雲小学校」 湖陵町立湖陵小学校」 を

「平田市立平田中学校  
湖陵町立湖陵小学校」 に、 同 旭丘中学校  
三刀屋町立三刀屋中学校」 を

「平田市立平田中学校  
三刀屋町立三刀屋中学校」 に改める。

平成十五年十月十七日印刷  
平成十五年十月十七日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町松島根県庁  
松江学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)